

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算
に関する明細書

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算 に関する明細書				事業 年度	・ ・	法人名		
雇用者給与等支給額 (別表六(二十三)「1」)		1	円	当期雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(1)}{(2)} \times ((3) + (4))$			5	円
当期の終了の日における雇用者数 (別表六(十九)付表「1の①」)		2	人	過年度雇用者給与等支給増加重複基準額 (15の計)			6	
控除対象特定地域基準雇用者数 (別表六(十九)「8」)		3		雇用者給与等支給増加重複控除額 $((5) + (6)) \times \frac{30}{100}$			7	
控除対象地方事業所基準雇用者数 (別表六(十九)「16」)		4						
過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算								
事業年度又は 連結事業年度		雇用者給与 等支給額 (調整年度の別 表六(二十三) 「1」)	調整年度終了 の日における 雇用者の数 (調整年度の別 表六(十九)付表 「1の①」)	平均給与等支給額 $\frac{(9)}{(10)}$	控除対象地方事業 所基準雇用者数 (調整年度の別表 六(十九)「16」)	移転型計画に 係る特定業務 施設のみで計算 した地方事業所 基準雇用者数	過年度重複控除 基準雇用者数 (12)と(13)のうち 少ない数 (マイナスの場合 は0)	過年度雇用者 給与等支給増加 重複基準額 (11)×(14)
8		9	10	11	12	13	14	15
調 整 年 度	平 平 ・ ・ ・ ・	円	人	円	人	人	人	円
	平 平 ・ ・ ・ ・							
	平 平 ・ ・ ・ ・							
計								

別表六(二十三)付表
平二十九・四・一以後終了事業年度分

別表六（二十三） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の5第1項《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に、同法第42条の12第1項から第3項まで《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、措置法第42条の12の5第1項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用年度」といいます。）において同法第42条の12第3項の規定の適用を受けない場合にあっては記載を要せず、適用年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合にあっては当該連結事業年度に係る部分には別表六の二（二十）付表の「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄に従って計算した数を記載します。
- 3 適用年度開始の日前に開始した事業年度（同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「調整年度」といいます。）の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額9」には、当該調整年度の別表六（二十三）「1」の金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整年度の月数で除して計算した金額を記載します。
- 4 調整年度のうちに措置法第42条の12の5第1項の規定（当該調整年度が連結事業年度に該当する場合には、同法第68条の15の6第1項《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定）の適用を受けなかった調整年度がある場合において、措置法令第27条の12の5第3項《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けるときは、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額9」には、適用年度の別表六（二十三）「5」の金額を記載します。
- 5 「移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数 13」には、別表六（十九）の「適用年度」の各欄に記載した数のうち措置法第42条の12第2項又は第68条の15の2第2項《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けた調整年度に係る同法第42条の12第5項第5号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載します。